

議 長 日程第1「議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和4年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月8日、9日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第4回議会定例会において付託された議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、新条例と現行条例の対比表を参考に、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、本条例については適切なものであると判断しました。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、2点ほどお伺いします。本条例については適切なものであると判断しましたということなのですが、主にどういうことが適切なのかということの議論は、どういうふうにされましたか。1点目。

それから、匿名加工というようなことはどういうふうに議論されましたか。以上をお伺いします。

2番 古 谷 1点目の件ですけれども、改正個人情報保護に対する法律の適用後における松田町個人情報保護条例の整理をしまして、個人情報に関する法律施行条例、新条例に今までのが含まれるもの、また今度、松田町情報公開・個人情報保護審査会条例、これも新条例ですけれども、そちらに含まれるもの、また法律に含まれるもの等をですね、審査し、また廃止となるものもありましたので、この辺を細かく逐条的に審査をいたしました。よって、適切な条例というように考

えております。

それと、2つ目の匿名加工情報とはということでの質問だと思いますが、特定の個人を識別できないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元し、特定の個人を再識別することができないようにしたものです。ということで、松田町において…この新法においては、政令市以外の地方公共団体には規定が義務づけられておりません。松田町においても、現行と同様、経過措置中のため、匿名加工情報の取扱いは行わないこととなります。よって、施行条例での規定はありませんので、情報漏えいが起こることは想定していませんということで記憶しております。以上です。

11番 寺 嶋 再度1点、匿名加工情報は町では匿名加工は行わないということなんですけども、私が見たり、国の法改定のものを見た限りでは、一般市町村は、確かに政令市は匿名加工情報というのはね、もうできるようですけども、一般市町村については、これ、できる規定なんですよね。全く義務づけられてませんというのは、そういうことじゃないと思うので、その辺ちょっともう一回、再度お伺いしたいんですけども。以上です。

6番 井 上 匿名加工と匿名加工情報、匿名加工というのは特定の個人を識別できないようにすることですね。それに対する情報というのは、その特定の個人を識別できないように加工して得られる個人に関する情報ですので、その部分のですね、情報を提供をするということは、市町村ではないと、政令市以外の地方公共団体ではないということからですね、そこの部分については規定をしていないということです。議案第41号の参考資料4の裏のページにも書いてございますけれども、ここで骨子案の中でですね、一番下から2つ目ですね、そこに書いてありますように、法第119条第3項に基づき定める行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額、これはですね、その横に書いてありますように、匿名加工情報の利用は行わないということで、これの匿名加工情報の提供は行われなないということですので、この条例にはですね、規定がしていないということです。

11番 寺 嶋 終わります。

議

長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

11番 寺

嶋

それでは、討論を行わせていただきます。11番 寺嶋正。議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

個人情報保護法が改正され、全国共通の規定が直接適用されることから、施行条例は限定な条文になっています。自治体の従来条例では、その目的とし、個人の尊厳の確保や基本的人権を擁護すること等が挙げられていました。改正された国の個人情報保護法の目的では、個人の権利・利益の保護は、個人情報の適正かつ効果的な利活用に重点が置かれており、個人情報の取扱いそのものが変化しています。さらに、個人情報の収集は本人から収集するなどの制限、目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限など大幅に緩和されていると捉えています。町は匿名加工情報の利用を行わないとしています。当面行わないのであって、政令市は行うと聞いています。

また、一般市町村に対しては、できる規定が適用され、問題です。個人情報保護法の改正で、個人情報を氏名を削除するなどして仮名加工した情報利用に条件をつけた上で開示、利用停止請求について個人情報ほど厳密な取扱いをしなくてもよいとし、利用の義務が緩和されました。このようなことで、行政が持つ個人情報を民間事業者に提供する可能性は十分に考えられ、情報漏えいの懸念はぬぐえません。

以上で反対討論を終わります。よろしく申し上げます。

議

長 ほかにございませんか。

2番 古

谷

それでは、議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、賛成の立場から討論を行います。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体において、それぞれ個人情報保護に関する規定、運用等に相違が

あったものを、今回の法改正により全ての機関が新法による規定に基づき個人情報保護制度を運用していくこととなります。

現行の松田町個人情報保護条例を廃止し、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。廃止される現行の松田町個人情報保護条例は、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例、新条例にて規定されるもの、また、松田町情報公開・個人情報保護審査会条例、これも新条例になりますけれども、規定されるもの、個人情報の保護に関する法律、新法律に規定されるもの、また廃止されるものに分類されて新条例が制定されています。

新法施行後は、これまでの地方公共団体が条例等で規定し、解釈、運用していた事項について、専門的な知見を有する個人情報保護委員会に一元化されることにより、個人情報保護制度に関する水準の全国的な底上げが期待されます。具体的な効果として、大規模災害時における自治体間の連携が期待されること、また、現行条例では規定されていない個人情報ファイル簿について、作成と公表が義務づけられたことにより、各行政機関でどのような個人情報を保有しているか、把握することが可能となります。

以上のようなことから、賛成討論といたします。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例に対する委員長の報告は可決です。議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 令和4年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月8日、9日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第4回議会定例会において付託された議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、新条例と現行条例の対比表を参考に、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、本条例については適切なものであると判断しました。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例に対する委員長の報告は可決です。議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。